裁判員等経験者との意見交換会を行いました

令和7年9月25日、裁判員等経験者6名と法曹三者（裁判官、検察官、弁護士）との意見交換会を行いました。

今回は、「責任能力が主要な争点となる事件の審理等の在り方」をテーマに、ご意見やご感想を伺いました。

●責任能力という概念や、争点・判断を求められている対象につき、理解することができましたか？また、検察官や弁護人、裁判官の説明のうち、分かりやすいもの、分かりにくいものがありましたか？

基本的には理解できたが、難しいと思ったこともある。事理弁識能力または行動制御能力が「完全に失われている」というのは分かるが、「著しく低下している」というのがどの程度なのか分かりにくく、何度も話し合った。

精神科医二人の話を聞いた。専門用語が多かったわけではないが、解離性同一性障害かどうかで二人が違うことを言っており、分かりづらかった。裁判官から「人格の連続性、異質性」という判断の視点を出してもらって、安心して考えられた。

責任能力が争点となると、病名がついてしまうことが多い。責任能力は、その行動が精神疾患に影響されたものであるかどうかで判断すべきであるのに、病名ありきで思い込んでしまうこともあるので、病名が判断の邪魔になることもあると感じた。

●被告人の責任能力の有無・程度について、自分なりの意見をもつために有益であった手続は何でしたか？

冒頭陳述が有益だった。弁護人作成の資料はシンプルかつ可視的で、最初に事案を理解するのに役立った。一方、検察官作成の資料は時系列に沿っており、被告人の行動が支離滅裂で分かりにくいこともあって、裁判が進むにつれ大変助けになった。

精神科の先生の話も参考になったが、評議の中で、他の裁判員の方々の話を聞いて考えを固めることができた。皆が意見を出し、もやもやしている点はホワイトボードに書き出し、それを一つずつ潰していったこともよかった。意見が分かれたときは、一つの意見にまとめるより、意見を出し尽くす作業が重要だと思った。

●責任能力が争われた場合に、裁判員が自分なりの意見の形成をより行いやすくする上で、改善点等はありますか？

責任能力の説明資料が分厚く戸惑った。裁判員は、資料を持ち帰れず、支離滅裂に見える行動について、短時間で考えを整理しなければならないので、可視的な資料がもっとあるとよかった。

冒頭陳述での弁護人の説明は分かりにくかった。検察官は事件を明らかにし、合理的な疑いを差し挟まない程度に立証する立場であり、弁護人は合理的な疑いがあると投げかける立場、部分的な主張で足りる立場であるということを、最初に裁判官に説明してもらえれば、そのようには感じなかったかもしれない。

精神科医の説明で、「観念奔逸（かんねんほんいつ）」など聞きなれない言葉が出てきたが、初めて聞くには早すぎるスピードで話していた。プレゼンテーションや質問の仕方を工夫してほしい。

●裁判員をもう一度やりたいですか？

機会があればやりたい。法律の素人だからこその考え、素人目線も、何かを決めるのに必要だと思った。

それぞれ価値観が異なる人たちと意見を出し合う経験ができた。これほど人に向き合って話し合うことはこれまでなかったし、今回の被告人のような疾患を抱える人は周囲におらず、そういう人について考えたことがなかったので、価値観のアップデートができた。

なかなか難しい経験だったので、とりあえずまた当たったら考える。

思っていたよりいい制度だったので、一人でも多くの方に経験してもらい、社会に浸透してほしいので、他の人に譲りたい。

司会裁判官

責任能力は法曹でも理解するのが難しい概念ですが、経験者の皆さまが、裁判を通じて一生懸命に取り組んでいただいたことがよく分かりました。争点の立て方だったり、審理でのプレゼンテーションや尋問のやり方、評議の進め方などの点で、示唆に富む貴重なご意見を多数いただきました。今後、ご意見を生かして、法曹三者で更なる工夫を重ねてまいります。ありがとうございました。